

別表第1(第3・第4・第9関係)

		種目	対象者	性能	基準金額	耐用年数
介護・訓練支援用具	給付	特殊寝台(※)	①下肢又は体幹機能障害2級以上の者 ②難病患者等であって、寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
		特殊マット(※)	①下肢又は体幹機能障害1級の者(常時介護を要する者に限る。) ②難病患者等であって、寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止若しくは失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	20,160円	5年
		特殊尿器(※)	①下肢又は体幹機能障害1級の者(常時介護を要する者に限る。学齢児以上) ②難病患者等であって、自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
		入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	84,760円	5年
		体位変換器(※)	①下肢又は体幹機能障害2級以上の者(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。) ②難病患者等であって、寝たきりの状態にある者	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年
		移動用リフト(※)	①下肢又は体幹機能障害2級以上の者 ②難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が障害者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの(ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	159,000円	4年
		訓練いす(児のみ)	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童で原則として3歳以上	原則として付属のテーブルをつける	34,050円	5年
		訓練用ベッド	①下肢又は体幹機能障害2級以上の児童で原則として学齢児以上 ②難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	163,750円	8年
		入浴補助用具(※)	①下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする者 ②難病患者等であって、入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの(ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	92,580円	8年

自立生活支援用具	給付	便器(※)	①下肢又は体幹機能障害2級以上の者 ②難病患者等であつて、常時介護を要する者	障害者が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く)	便器のみの場合 4,580円	8年
					手すり付き便器の場合 10,140円	
		T字状・棒状杖(※) (施設可)	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者	主体－木材(十分な強度を有するもの) 外装－ニス塗装 ただし、夜光材付きとした場合は430円(全面夜光材付きとした場合は1,240円)増しとすること。価格は一本当たりとすること。外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は270円増しとすること。	2,270円	3年
				主体－軽金属 外装－塗装なし ただし、夜光材付きとした場合は430円(全面夜光材付きとした場合は1,240円)増しとすること。価格は一本当たりとすること。外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は270円増しとすること。	3,090円	
		移動・移乗支援用具(※)	①平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 ②難病患者等であつて、下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであつて、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする(ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	61,720円	8年
		頭部保護帽 (施設可)	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害でんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害者・精神障害者	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの A スポンジ、革を主材料に製作 B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作	15,200円 36,750円	3年
		特殊便器(※)	①上肢障害2級以上 ②難病患者等であつて、上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの(ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く)	155,520円	

自立生活支援用具	給付	火災警報器	障害等級2級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を發し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,950円	8年
		自動消火器	①障害等級2級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) ②難病患者等(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	29,520円	8年
		電磁調理器	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	42,180円	6年
		歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上 学齡児以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	12,000円	10年
		聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	89,900円	10年
		視覚障害者用電子式歩行補助具	視覚障害2級以上 学齡児以上 ※白杖・盲導犬等と併用することにより、移動の困難が軽減されると認められる者(児)	超音波やレーザー光線等を利用して、物体までの距離を音や振動で伝達するものであり、視覚障害者の歩行補助として実用性に優れ、容易に使用し得るもの	81,000円	5年
在宅療養等支援用具	給付	透析液加温器	じん臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
		ネブライザー	①呼吸器機能障害3級以上の者、又は同程度の身体障害者であつて医師の意見書により必要と認められる者 ②難病患者等であつて、呼吸器機能に障害のある者	障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	37,030円	5年
		電気式たん吸引器	①呼吸器機能障害3級以上の者、又は同程度の身体障害者であつて医師の意見書により必要と認められる者 ②難病患者等であつて、呼吸器機能に障害のある者	障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	58,020円	5年
		酸素ボンベ運搬車(施設可)	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	17,490円	10年
		盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	9,000円	5年

在宅療養等支援用具	給付	盲人用体重計	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000円	5年
		動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	難病患者等であって、人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	162,000円	5年
情報・意思疎通支援用具	給付	携帯用会話補助装置	音声・言語機能障害者若しくは肢体不自由者であって発声・発語に著しい障害を有する者、又は言語療法士等の意見書により必要と認められる知的障害者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	101,630円	5年
		情報・通信支援用具	視覚障害2級以上、上肢機能障害2級以上原則として学齢児以上	パソコン等を操作するうえで、視覚又は上肢の障害を有するために必要となる障害者向けのアプリケーションソフトや入力サポート機器等で、障害者が容易に使用し得るもの	102,860円	6年
		点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者、又は視覚障害2級以上であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年
		点字器 (施設可)	視覚障害	標準型 A 32マス18行、両面書真鍮板製	10,400円	7年
				標準型 B 32マス18行、両面書プラスチック製	6,600円	
				携帯型 A 32マス4行、片面書アルミニウム製	7,200円	5年
携帯型 B 32マス12行、片面書プラスチック製	1,650円					
点字タイプライター	視覚障害2級以上(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	63,100円	5年		
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上学齢児以上	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能で製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	92,370円	6年		
		又は、				
		②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能で製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	48,000円			

情報・意思疎通支援用具

給付

視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	115,000円	6年
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	203,660円	8年
視覚障害者用物品識別装置	視覚障害2級以上	触覚だけで識別できない類似した形状の物品を音声等により識別を可能にする機能を有し、視覚障害者が容易に使用し得るもの	41,040円	6年
盲人用時計	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	触読10,300円	10年
			音声13,680円	
視覚障害者用地上デジタル対応ラジオ	視覚障害2級以上 学齢児以上	地上デジタル放送を受信し、AM及びFM放送を受信する機能を有し、かつ、災害時の緊急放送を受信するものであって、容易に使用し得るもの。	29,000円	5年
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は音声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	131,660円	5年
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	91,440円	6年
人工喉頭 (施設可)	咽頭摘出者	笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。 ただし、気道カニューレ付とした場合は3100円増しとすること	5,000円	4年
		電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。 価格は、電池又は充電器を含むものであること	70,100円	5年

給付

心聴迎 支援用 具	貸与	福祉電話	現に携帯電話を保有していない難聴者又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であつてコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに所得税非課税世帯で現に電話を保有していない世帯の世帯員)	障害者が容易に使用し得るもの	—	—
	給付	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	点字により作成された図書	原本の定価を差し引いた額	—
排泄管理 支援用 具	給付	ストマ装具 (施設可) (入院可)	ストマ造設者	蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製 価格は一ヶ所当りの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む月額であること。	8,600円	—
				蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋で尿処理用のキャップ付とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製 価格は一ヶ所当りの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む月額であること。	11,300円	
	給付	紙おむつ等(紙おむつ、浣腸用具、サラン・ガーゼ等衛生用品) (施設可) (入院可)	先天性疾患に起因する高度の排便機能障害者、児童期に発症した脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者、先天性疾患に起因する高度の排尿機能障害者 ただし、原則として3歳以上である者	障害者が容易に使用し得るもの 価格は紙おむつ、浣腸用具、サラン、ガーゼ等衛生用具を含む月額であること。	12,350円	—
B 簡易型 採尿袋は20枚1組とする。	5,700円					
女子用 A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの	8,500円					
B 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導入尿ゴム管付 採尿袋は20枚1組とする。	5,900円					
給付	収尿器 (施設可)	高度の排尿機能障害				

住宅改修費	給付	居宅生活動作補助用具(※)	①下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する者であつて障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者) ②難病患者等であつて、下肢又は体幹機能に障害のある者	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000円	—
-------	----	---------------	---	----------------------------------	----------	---

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 種目の欄に(施設可)と標示がある種目は、施設入所者についても申請ができる。
- 4 (※)がついている用具は、介護保険制度対象者は介護保険制度が優先となる。